

平戸市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月26日(水) 午前9時30分から午前10時30分
2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室
3. 出席委員(17人)

会長	19番	丸田	保								
会長職務代理者	8番	川村	政幸								
委員											
1番	蜜山	隆満	2番	岡村	勝彦	3番	阿部	榮	4番	小川	隆友
5番	本山	勝茂	7番	谷本	雅嗣	9番	前川	一夫	10番	柘屋	可恵
11番	青崎	日出男	12番	大山	荒助	13番	山下	忠平	14番	松山	浩幸
15番	藤沢	和正	16番	大山	光敏	17番	福田	延之			
4. 欠席委員(2人)

6番	松本	一郎	18番	永田	守
----	----	----	-----	----	---
5. 議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名委員及び書記の指名
 - 第4 会務報告
 - 第5 議 事
 - 報告第 9 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
 - 報告第 10 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第 11 号 農地法第3条に係る合意解約について
 - 報告第 12 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について
 - 議案第 30 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 31 号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第 32 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第 33 号 非農地通知の取消について
 - 議案第 34 号 非農地通知申出について
 - 議案第 35 号 第6回農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第 36 号 第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 - 第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健 主査 近藤 裕司

主査 山本 寿子

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度9月期 第6回総会を開会いたします。
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆さんおはようございます。本日は平成30年9月期の第6回の総会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。8月の猛暑から9月上旬にかけて大変な暑さでございましたけれども、めっきりと秋の気配を感じるようになりました。皆様方には大変、農作業にご多忙のこととお察し申し上げます。また、台風24号が北上しております。大変気になるところでございますけれども大事に至らなければいいがなと感じております。後期米の刈入れ等に大変支障をきたすのではないかと心配しているところでございます。

議案書にも載っておりますように、10月に入りますと恒例の各地区の和牛共進会が開催されます。2日から4日に連続してありまして、平戸が11日ということで上旬に集中しております。農業委員会からも副賞として会長賞を出すよう恒例となっておりますので準備をいたしているところでございます。極力日程調整をしながら出席をしたいと考えているところでございます。

お手元に皆様方にお示ししておりますけれども、本年度の平戸市農業委員会の視察研修の件でございますけれども、案として皆さんの要望をつないでいる候補地を上げております。後で事務局よりご案内があろうかと思いますが、11月で調整をさせていただいております。どうか、この件について今回は公費の方で経費は賄うことになっておりますので、極力ご参加の方をお願いしたいと思います。

本日も重要な案件をご提案しております。慎重なご審議をいただきますようお願いいたします。開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は「6番 松本 一郎」委員、「18番 永田 守」委員より欠席の届出ありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立

しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、「15番 藤沢 和正」委員と「16番 大山 光敏」委員にお願いします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、9月期の会務報告と、10月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに9月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(9月会務報告を報告)

次に10月の行事予定を申し上げます。

(10月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・10月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を10月26日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を10月26日（金曜日）午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第9号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について》

○議 長

それでは、これより議事に入ります。はじめに報告第9号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より、提案説明を求めます。

○事務局

2ページをご覧ください。報告第9号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」です。申請農地は田平町小手田免の畑で1筆1,975㎡の内195㎡を農用地から農業用施設用地に用途を変更するものでございます。変更理由は県有地に記念碑の建設を行うものであります。（パワーポイントを併用して説明:1件）

○農林課

資料の2-2をご覧ください。畜産業の振興に功績を残した種雄牛「平茂晴」が昨年12月に亡くなりまして、その功績を称えて県が記念碑を肉用牛改良センターの所有農地に建てるということで用途の変更をお願いするものでございます。予定では、来年1月までに完成したいとのことです。

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。
報告第9号については、軽微な変更のとおり処理することといたします。

《報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について》

○議 長

次に、報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

3ページをご覧ください。報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」です。県知事許可が不要な案件であります。番号1番は西中山町の畑で1筆、158㎡の農地を農業用資材置場兼作業所として利用するものです。農地種別は第2種で、排水、日照についても問題はないと思われま

す。番号2番は田平町小手田免の畑で1筆、全体面積842㎡の内199㎡の農地に農業用倉庫を建設するものであります。農地種別は第2種で、排水、日照にも問題は無いと思われま

(報告第10号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第10号については、届出のとおり処理することといたします。

《報告第11号 農地法第3条に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第11号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

4ページから5ページをご覧ください。報告第11号「農地法第3条に係る合意解約について」です。番号1番から7番までの7件とも農業者年金受給のため農地法第3条による使用貸借中の土地ですが、今回、農地中間管理事業を利用した貸借を行うため解約するものであります。

(報告第11号を朗読:7件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第11号については、届出のとおり処理することといたします。

《報告第12号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第12号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第12号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。番号1番から3番まで3件とも今回、農地中間管理事業を利用し貸借を行うため解約するものであります。

(報告第12号を朗読:3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第12号については、届出のとおり処理することといたします。

《議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。はじめに整理番号1番から4番までを議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

7ページをご覧ください。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。1番は、田平町戸小手田免の畑で1筆、計177㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

2番は、大久保町の畑で2筆、計1,533㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

3番は、大久保町の畑で1筆、計1,623㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

4番は、山中町の田で1筆、計163㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。詳しくは別添の農地法第3条調査表をご覧ください。

(議案30号を朗読:4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

○委 員

譲受人の耕作面積ですが、2番と3番は同一人物ですが面積が違うのはどうしてですか。

○事務局

譲受人の経営面積については、今回取得した場合の面積の計を記載しており、3番はその面積を2番に足した面積として記載しているものです。

○委 員

許可の出る前であるのなら、現在の経営面積を記載するのが妥当ではないのでしょうか。表記の仕方がこれでよいのか検討してほしい。

○事務局

表記の仕方については、他市の状況も参考にして検討していきたいと思います。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第30号の整理番号1番から4番までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第30号の整理番号1番から4番までについては、原案のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号5番を議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「14番 松山 浩幸」委員の退席を求めます。

(松山委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

5番は、大島村大根坂の畑で1筆、計38㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第30号の整理番号5番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第30号の整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○議長

それでは、「14番 松山 浩幸」委員の入場を求めます。

(松山委員入場を確認してから)

《議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

8ページをご覧ください。議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。1番は前津吉町の田で1筆27㎡に漁具置場用地としての転用申請であります。雨水も道路側溝に流す計画で周りには他に農地も無く影響は無いと思われまます。農地種別は第3種となっております。

(議案31号を朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願い

いします。

○委員

議案第31号番号1番の補足説明をいたします。9月14日の午後から南部地区農業委員、推進委員、申請者の代理人、事務局とで現地確認を行いました。申請者は、たこ壺漁業を営んでおり、漁具置場が無く申請地を漁具置場として利用したいとの事でした。雨水については、側溝を設置し、側溝に流し放流先は近くの河川となります。周囲は住宅地であり、農地もあまり無く、通風・日照についても支障が無いよう見受けられました。皆様のご審議をお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。
議案第31号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第31号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

9ページをご覧ください。議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。1番は、前津吉町の田で1筆3.3㎡を駐車場用地として贈与による転用申請であります。昭和40年頃から既に駐車場として利用していたもので、周りには他に農地も無く影響は無いと思われま

す。農地種別は第2種であり、この件は県の追認許可済案件です。

2番、3番は隣接した農地ですが、2番は田平町大久保免の田で1筆、1,243㎡、3番が田平町大久保免の田で1筆1,494㎡で2番、3番とも太陽光発電施設用地としての売買による転用申請であります。周りは農地がありますが不作付となっており、排水は排水路に流し、舗装は行わず、防草シートのみ敷設する計画で周辺農地には影響はないと思われま

す。農地種別は2番、3番とも第2種となっております。

(議案32号を朗読、パワーポイントを併用して説明:3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。なお、整理番号1番は県の追認案件ですので委員の補足説明は省略いたします。それでは、2番からお願いします。

○委員

議案第32号番号2番、3番の補足説明をいたします。9月14日の午前中、農業委員、推進委員、申請者の代理人、事務局とで立会いを行いました。現地は作付けしておらず周りの農地も下流の水田は何年か前まで作付けしていたが、現在は作付けしていない状態で周りには影響はないようです。申請地には防草シートを張って、その上にパネルを設置するとの事でした。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第32号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第32号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第33号 非農地通知の取消について 》

○議 長

次に、議案第33号「非農地通知の取消について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

10ページをご覧ください。議案第33号「非農地通知の取消について」です。これは、平成30年6月25日開催の第3回農業委員会総会において非農地と判断されたものであり、本人・世帯に非農地の通知を出した後に耕作中、または管理しているとの申出があったもので、現地確認を行った結果、1番は田平町荻田免の畑、1筆24㎡で耕作している状況でした。

2番は平成30年5月25日開催の第2回農業委員会総会において非農地の証明を行っていましたが、転用の追認案件となりましたので非農地通知の取消しを行うものであります。前津吉町の田で1筆3.3㎡であります。

(議案33号を朗読:2件)

○議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局の説明について何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第33号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第33号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることといたします。

《 議案第34号 非農地通知申出について 》

○議 長

次に、議案第34号「非農地通知申し出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

11ページをご覧ください。議案第34号「非農地通知申出について」です。1番は大島村大根坂の田で1筆21㎡、現況が自然荒廃しており山林・原野化している状況でした。

(議案34号朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

議案第34号の1番について補足説明をいたします。9月4日に地元農業委員、最適化推進委員、事務局で立会いを行いました。この農地は耕運機の進入路も無く、当時は面積も小さいため鋤で耕して耕作していたと聞いております。40年以上耕作されておらず現状は暖竹、灌木が生い茂り農地ではない状況でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第34号については、原案のとおり非農地と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第34号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《議案第35号 第6回農用地利用集積計画(案)について》

○議 長

次に、議案第35号「第6回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から36番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第35号「第6回農用地利用集積計画(案)について」です。12ページから14の10ページをお開きください。13ページの1番は、利用権設定各筆明細の使用貸借であり、再設定1件7筆、3,783㎡です。2番は、農地中間管理機構(田平町福崎地区)による賃貸借で新規設定1件1筆812㎡です。3番から36番までは、農地中間管理機構(大野地区)による使用貸借で新規設定34件、306筆189,535.91㎡です。

(整理番号1番から36番までを朗読:36件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第35号整理番号1番から36番までについては、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第35号整理番号1番から36番までについては、集積計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号37番を議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「2番 岡村 勝彦」委員の退席を求めます。

(岡村委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

14の10ページをお開きください。37番は、農地中間管理機構(大野地区)による使用貸借で新規設定1件、12筆13,067㎡です。

(整理番号37番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第35号整理番号37番については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第35号整理番号37番については、集積計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「2番 岡村 勝彦」委員の入場を求めます。

(岡村委員入場を確認してから)

《議案第36号 第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議長

次に、議案第36号「第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から38番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第36号「第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。15ページからになります。16ページをお開きください。1番は、農地中間管理機構(田平町福崎地区)による賃貸借で新規設定1件1筆812㎡です。2番から38番までは、農地中間管理機構(大野地区)による使用貸借で新規設定37件304筆185,006.91㎡です。

(整理番号1番から38番までを朗読:38件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かございませんか。

○委員

中間管理事業の中で基盤整備ができるのですが、中核農家に集約すると負担金がいらなくなる。この事業に取り組む計画は無いのでしょうか。

○事務局

概略ではありますが、大野地区では基盤整備を行う計画となっているようですが、今回は農地のすべてではなく、その一部となるようです。耕作条件がよい農地を選定しているよう聞いております。

○委員

この制度は5ha以上の要件で負担金が無くてすむようです。しかも飛び地でも50aであればできる有利な制度であります。

○農林課

今回は中間管理事業での基盤整備ではなく、今までの事業要件で基盤整備を予定しているとの事です。

○議 長

他に何かございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第36号の整理番号1番から38番までについては、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第36号の整理番号1番から38番までについては、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号39番を議題といたします。ただし、この案件につきましては平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、「2番 岡村 勝彦」委員の退席を求めます。

(岡村委員退席をしてから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

17の13ページをお開きください。39番は、農地中間管理機構(大野地区)による使用貸借で新規設定1件、12筆13,067㎡です。

(整理番号39番を朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第36号の整理番号39番については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第36号の整理番号39番については、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、「2番 岡村 勝彦」委員の入場を求めます。

(岡村委員入場を確認してから)

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第6回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午前10時30分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

農地法第3条調書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成30年10月1日

会 長 丸 田 保 印

15番委員 藤 沢 和 正 印

16番委員 大 山 光 敏 印